



第1章 相続法改正と遺言の基礎知識

はじめに

2018年7月、相続に関する民法の規定が一部改正されました（以下、「相続法」といいます）。施行は2019年7月1日からですが、例外的に自筆証書遺言の方式緩和については2019年1月13日から、配偶者居住権については2020年4月1日からの施行となります。

金融機関の窓口担当者は、これらの相続法改正に合わせてお客様から持ち込まれることが予想される様々な相談に適切に対応できるように、相続法の改正点および遺言の基礎知識、相続で起こりがちなトラブルなどについて、改めて確認しておく必要があります。

遺言の意義

1 家族を相続トラブルから守る

そもそも、遺言はなぜ必要なのでしょう。日本公証人連合会のホームページには、「遺言とは、自分が生涯をかけて築き、かつ守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうために行う、遺言者の意思表示です。…（略）…世の中では、遺言がないために、相続を巡り親族間で争いの起こることが少なくありません。しかし、今まで仲の良かった者が、相続を巡って骨肉の争いを起こすことほど、悲しいことはありません。遺言は、上記のような悲劇を防止するため、遺言者自らが、自分の残した財産の帰属を決め、相続を巡る争いを防止しようとすることに主たる目的があります」（注1）といった説明がなされています。

つまり、自分の死後も家族が仲良く暮らせるようにするためには、生きているうちに自分の財産を誰に引き継がせるかを決めて、遺

言を残しておく必要があるということです。

皆さんも、「争族」という言葉を一度は耳にしたことがあるでしょう。この言葉は、誰かが亡くなって相続が発生すれば、親族同士で争うことが珍しくないという実態を示しています。被相続人が、「後はよろしく」とばかりに、何も準備しないまま亡くなってしまうと、残された家族はその後、相続手続が思うように進まなかったり、遺産分けに納得できずに裁判を起こしたりするなど、予想外のトラブルに巻き込まれる可能性があるのです。

2 財産が少ない人ほど遺言がないと「争族」になりやすい

「うちはあまり財産がないから、争族なんて関係ない」と考えている人もいるかもしれませんが、しかし、最高裁判所の「平成29年度司法統計」によると、遺産分割でもめて調停や審判になった事件のうち、認容・調停成立に至ったケースの約75%が遺産5000万円以下でした。1000万円以下だけに絞っても、全体の約3割です。例えば、遺産がマイホームとわずかな預貯金だけ、あるいは預貯金しか財産がないケースでも、「争族」に発展する可能性は十分にあるということです（【図表1】参照）。

そして、実は、このように「遺産がマイホームとわずかな預貯金だけ」というケースこそ、最も相続でもめやすいといえるのです。なぜなら、1つの不動産を複数の相続人で分け合うのは、容易ではないからです。不動産を売却し、そのお金を相続人全員で分ければよいのではと思うかもしれませんが、故人とマイホームで同居していた人はどうすればよいのでしょうか。また、不動産を売却しようと思っても、場合によっては買い手が見つからないこともあり、ことはそう簡単ではありません。

効性を疑う事情がないかについても、検討を行う必要があります。

(ii) 遺言者が遭難した船舶の中で死亡の危急に迫っていたこと

船舶遭難者遺言は、遺言者が遭難した船舶の中で死亡の危急に迫っていたことが前提となるため（民法979条1項）、この点について確認が必要となります。当該遭難において遺言者が死亡した場合は、迫っていた死亡の危急が現実化したことが明らかであり、この要件を満たすものとして取り扱って差し支えないように思われます。他方、当該遭難から一度は脱した場合でも、後述のとおり、その後6ヵ月以内に遺言者が死亡したときには、当該遭難時に作成した船舶遭難者遺言も有効となる可能性があるため、この場合は、当該遭難時に遺言者が死亡の危急に迫っていたといえるかが問題となります。この場合、証人に事情を確認するなどして、対応を検討することが考えられます。

(iii) 2人以上の証人の署名・押印があること

船舶遭難者遺言は、証人2人以上の立会いと、各証人の署名・押印が要件とされています。なお、遺言者の署名・押印は必要とされていません。

(iv) 普通方式による遺言ができるようになってから6ヵ月間生存していないこと

船舶遭難者遺言は、遺言者が、普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6ヵ月間生存するときは、その効力を生じません（民法983条）。そのため、遺言の作成日から死亡日まで、6ヵ月を超える期間が経っているときは、遺言者がどのような状況におかれていたのかについて確認することが必要です。

📖 遺言の内容について

1 遺言の解釈についての一般的な考え方

遺言の有効性を確認することができたら、次に、来店されたお客様による払戻請求に応じることができるか、遺言の内容を検討します。

ここで、後記24のとおり、①遺言者の法定相続人を確定したうえ、②確定された法定相続人や、法定相続人ではない受遺者がいたときにその受遺者を含む、全員の意思に基づく払戻請求（全員の署名・捺印のある制定帳票による払戻請求または全員の署名・捺印のある遺産分割協議書等に基づく払戻請求）であれば、応じたとしても差し支えないといえます。

問題は、遺言者の法定相続人の確定を経ず、また、他の法定相続人らの意思に基づかず、来店された受遺者・遺言執行者のみの意思に基づく払戻請求に応じることができるか、という点です。

お客様が次のような遺言を持参された場合、あなたはどのように考えるでしょうか。

嫁である○山○子が世話をしてくれるので、私の物は全部○子に差し上げます。

〈この遺言から生じ得る論点〉

- ・「嫁」というのは「息子の妻」ということなので、○子さんがすでに離婚して、そうであるにもかかわらず、遺言者が遺言を作成し直さないまま亡くなった場合、どうでしょうか。
- ・遺言を作成したのち、遺言者の判断能力が衰えてから、○子さんが遺言者の世話を止めていたらどうでしょうか。
- ・ここにいる「物」に、預貯金は含まれるのでしょうか。
- ・「差し上げます」というのは、遺贈なのか、それとも贈与（死因贈与）なのか、どうでしょうか。

遺言書作成例

最後に、よく見られる事例について、遺言書の文例を掲載します。公正証書遺言の形式ですが、前文を除けば自筆証書遺言と内容は同じです。

自筆証書遺言として使用する場合は、タイトルを「遺言書」にして、「本公証人は～作成する。」までと「遺言の趣旨」を削除し、第1条から書き始めてください。最後に、日付・住所を書いて署名・押印します。

なお、公正証書遺言は、後記文例1のとおり、「遺言公正証書」と表記されるのが一般的です。

(注1) 遠藤英嗣『全訂 新しい家族信託』40、77、467頁以下(日本加除出版)。

(注2) 兩宮則夫ほか『Q&A遺言・信託・任意後見の実務 第3版』99頁以下(日本加除出版)。

(注3) 遠藤・前掲(注1)40頁、77頁以下。

文例1：全財産を妻に相続させたい場合の例

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、令和〇年〇〇月〇〇日、後記2名の証人の立会いをもって次の遺言の趣旨の口授を筆記し、この証書を作成する。

遺言の趣旨

第1条 遺言者は、遺言者の所有する下記不動産、現金及び全ての金融機関の預貯金債権等金融資産を含む一切の財産を、遺言者の妻〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生。以下「妻〇〇〇〇」という。)に相続させる。

記

1 不動産

- | | | |
|------|----|---------------|
| 1. 所 | 在 | 〇〇区〇〇丁目 |
| 地 | 番 | 〇〇番〇〇 |
| 地 | 目 | 宅地 |
| 地 | 積 | 〇〇. 〇〇㎡ |
| 2. 所 | 在 | 〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇 |
| 家屋番号 | | 〇〇番〇〇の〇〇 |
| 種 | 類 | 居宅 |
| 構 | 造 | 木造瓦葺2階建 |
| 床面積 | 1階 | 〇〇. 〇〇㎡ |
| | 2階 | 〇〇. 〇〇㎡ |

2 手持ち現金及び金融資産

現金及び次の金融機関の預貯金債権、有価証券等の全て

- (1) 〇〇銀行〇〇支店 口座番号 xxxxxx